事例No.	219
公表年度	H28
団体の属性	複数団体
団体名	福島県会津若松市、湯川村

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・公共施設の集約化等 ・事務の共同実施

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

「福島県内における水道広域化の取組」

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

水道:事例4

○ 事例名等

事例名	福島県内における水道広域化の取組
団体名	福島県会津若松市、河沼郡湯川村

《広域化等の類型及びその概要》

類型	事業統合
概要	河沼郡湯川村からの要請により、湯川村簡易水道事業を会津若松市水道事業に統合した。

○団体・事業の概要

団体名	会津若松市	湯川村
行政区域内人口(人)	127,375	3,373
行政区域内面積(㎢)	382.97	16.37
事業区分	水道事業(末端給水)	簡易水道事業(非適用)
供用開始年月日	昭和4年4月1日	昭和46年9月1日
給水人口(人)	120,106	3,282
施設利用率(%)	46.4	56.4
有収率(%)	84.8	82.4
職員数(人)	37	3
営業費用(千円)	2,514,788	66,689
営業収益(千円)	2,522,323	40,415

※湯川村の給水人口から営業収益のみ平成22.3末時点、その他の数値は平成28.3末時点等。

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

湯川村簡易水道事業は、昭和46年9月に村内に給水を開始し、3次にわたる拡張事業を経て、浅井戸水源により給水を行ってきたところだが、水源である浅井戸の水位低下が見られるようになり、2.2mまで低下してきており、井戸から取水できない状況や水質悪化の懸念があった。さらに、配水池を有していないことから、取水できないこととなれば給水停止となる恐れがあった。平成20年9月に、湯川村長より会津若松市に対して近年の水源である浅井戸の水位低下や取水施設等の水道施設の老朽化の進行を踏まえ、将来にわたって湯川村民に安定した給水を続けるために、新たに取水施設及び浄水施設の必要であることから、湯川村で新たにそれらの施設を整備する場合と比べ、会津若松市から水道水の供給を受ける手法の方が費用対効果の点で勝るとの判断から水道水の供給に係る依頼を受けた。

(2)検討を開始した契機・導入過程

①スケジュール

・平成19年12月に湯川村から内々に会津若松市からの水道水の供給について打診
・平成20年1月に会津若松市及び湯川村の担当者による協議の実施
・平成20年3月に会津若松市及び湯川村の担当者による協議の実施
・平成20年5月に福島県との変更認可に関する協議
・平成20年8月に会津若松市長と湯川村長とのトップ会談により水道水の供給について、概ね合意

・平成20年9月に湯川村全員協議会での協議
・平成20年10月に水道水供給のための配水管布設に関する協議
・平成20年10月に本市二役(市長及び副市長)に経過、概算事業費、負担割合、分水単価等を説明
・平成20年11月に本市二役(市長及び副市長)に湯川村との事業統合と湯川村簡易水道事業の廃止、平成22年4月より湯川村へ緊急給水、平成23年4月に事業統合を目指す旨説明
・平成20年12月に本市庁議において湯川村への水道水供給を正式決定
・平成20年12月に本市議会全員協議会へ説明
・平成20年12月に国土交通省へ湯川村への水道水供給を説明
・平成21年1月に厚生労働省との協議開始
・平成21年1月に本市と湯川村との間で「水道水供給に関する基本協定」及び水道水供給に関する基本協定に関する細目協定を締結
・平成21年3月に本市と湯川村との間で「水道水供給に関する基本協定の実施に関する細目協定の確認事項」を締結
・平成21年10月から11月に湯川村への配水管接続工事(2地区3箇所)竣工
・平成21年11月に本市水利使用許可申請に係る関係水利権者への説明
・平成21年12月に湯川村と事業統合に係る協議(電算システムの統合等)
・平成21年12月に湯川村と事業統合に係る協議(湯川村からの水道料金の激変緩和措置について)
・平成21年12月に湯川村長より事業統合後の水道料金の激変緩和措置(3年間差額分を段階的に村が負担する。)の依頼
・平成22年3月に本市議会定例会において、「本市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、「本市水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び「公の施設の区域外設置に関する協議」の各議案の議決
・平成22年3月に湯川村と「公の施設の区域外設置に関する協議書」を締結
・平成22年3月に湯川村長より緊急給水の要請(事業統合前の平成22年4月から水道水の供給を実施するため)
・平成22年3月に福島県知事より湯川村簡易水道事業の廃止の許可
・平成22年3月に厚生労働大臣に本市水道事業変更認可申請書を提出
・平成22年3月に国土交通省へ「湯川村簡易水道事業の給水区域に対する本市水道事業からの緊急給水の実施届出書」を提出
・平成22年3月に国土交通大臣に水利使用許可変更申請書を提出
・平成22年4月に湯川村へ水道水の緊急給水を開始
・平成22年8月に湯川村と「本市と湯川村との事業統合に伴う電算システムの統合作業に係る移行データの取り扱いに関する協定」を締結

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい
・湯川村簡易水道事業を廃止し、会津若松市水道事業と統合する。
・湯川村における水道水の安定供給を図る。

(2)効果
・湯川村との事業統合のため、配水管接続工事(2地区3ヶ所)実施し、事業費は各々の行政区域分を負担することとし、その割合は会津若松市85%、湯川村15%とした。
・事業統合により、会津若松市の水道使用料が約60,00千円増加した。
・事業統合による湯川村水道使用者の料金負担が増加することから、事業統合から3年間の激変緩和措置(平成23年度差額分の75%、平成24年度差額分の50%、平成25年度差額分の25%を湯川村が負担する。)

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
　今回の事業統合については、湯川村からの水道水供給の要請に会津若松市が応じる形での事業統合であり、会津若松市が積極的に働きかけたものではなく、広域的な枠組での検討を行ったものではない。しかし、会津地域の中核的役割を果たすことができたものと考えている。

(2)今後の課題等
　事業統合により湯川村が会津若松市の給水区域となったことから、湯川村の村民に対しても事業に関わる情報の発信を行う必要がある。

○問合せ先

担当課	会津若松市水道部総務課		
TEL	0242-22-6073	MAIL	suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp